

(証券コード：8230)

2024年6月3日

株 主 各 位

福岡市博多区上川端町12番192号

株式会社はせがわ

代表取締役社長 新 貝 三 四 郎

第58期定時株主総会資料
(交付書面非記載事項)

業務の適正を確保するための
体制及びその運用状況の概要
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

上記の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求を
いただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）には記載しておりません。
なお、本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様
に電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りしています。

以 上

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制として「内部統制システムの整備に関する基本方針」を取締役会で決議しており、当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 当社及び子会社からなる企業集団の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は当社及び子会社からなる企業集団（以下「当企業グループ」という）のコンプライアンス体制に係るマニュアルの整備、充実に努め、それらを行動規準とするとともに、法令・定款並びに社会規範を遵守する。また、当社はコンプライアンス担当取締役を置き、当該取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、定期的に会合を開き、コンプライアンス問題への対応を行なうことで、コンプライアンス意識の醸成を図る。なお、委員会の参加者は、当企業グループの取締役及び使用人からコンプライアンス委員長の指名によって決定する。

<運用状況>

各種法令に対応した「コンプライアンス・ハンドブック」及び個別の法令に対応したガイドライン等はイントラネットを介して取締役及び使用人等がこれらを常時閲覧可能な状態にしている。

また、コンプライアンス担当取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を設置（顧問弁護士及び常勤監査役陪席）し、当事業年度は6回開催した。コンプライアンス委員会ではコンプライアンス問題への対応に加え、経営幹部のコンプライアンス・マインドを醸成するために、顧問弁護士による社内研修を2回実施した。

- ② 総務部においてコンプライアンスの取組みを横断的に総括することとし、監査室は、総務部と連携のうえコンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

<運用状況>

監査室は、「内部監査規程」及び内部監査計画に基づき、当事業年度は営業店69店舗、本社20部署及び屋内墓苑営業所4拠点、霊園管理事務所2拠点の内部監査を実施し、業務監査、会計監査及び内部統制監査においてコンプライアンスの状況を監査している。内部監査での指摘項目のうち、重要な不備事項についてはコンプライアンス委員会に報告され、定期的な改善状況の報告及びモニタリングが行なわれている。

監査の結果は社長及び担当取締役並びに常勤監査役に都度報告され、当事業年度の監査実施状況は取締役会及び監査役会に報告されている。

- ③ 法令違反や不正行為の防止、早期発見及び自浄作用の向上、並びに社会的信頼の確保のために、内部通報制度として「ホットライン」を設置・運営する。

<運用状況>

内部通報制度として「ホットライン」を設置し、社員手帳や社内報への掲載等により周知を図るとともに、ホットライン利用者及び調査協力者の保護を「ホットライン規程」に明記している。また、改正公益通報者保護法及び「ホットライン規程」に則り、必要な措置を講じる体制をとっている。

なお、通報状況については定期的に監査役会に報告を行なっている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、文書管理規程に従い、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

<運用状況>

取締役の職務の執行に係る情報を文書等に記録し、適正な保存及び管理を行なっており、取締役及び監査役が全ての情報を常時閲覧できることとしている。

(3) 当企業グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、災害、品質、情報セキュリティ及び投資等に係るリスクについては、職務権限基準に則り規程制定、マニュアルの制定・配付、ガイドライン等の策定等を行なうものとし、当企業グループにおける組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行なうものとする。

<運用状況>

コンプライアンス委員会において各部門におけるリスクを認識し、規程制定、マニュアルの制定・配付等の改善措置を実施している。また、その他専門委員会等においては各事業に関する適切な意思決定を支援するため、リスク項目や投資判断等の基準を明記したガイドライン等を策定している。

災害については「地震災害初期対応マニュアル」の制定及び「災害発生見込み時及び発生時の社内対応方針」を策定し、社員や資産、業務の推進等に大きな被害をもたらす地震や大型台風等の災害に対し備えを行なっている。

情報セキュリティについて当社の不正アクセス対策は、専門知識を有する外部業者からのアドバイスを受け定期的な見直しを検討・実施している。サイバー攻撃、情報管理体制、情報漏えい、基幹システムへのアクセスコントロール等に対し、防衛策・対応策を講じている。また、サイバー攻撃による被害に備え、全社のパソコンOSに対するセキュリティアップデート及びセキュリティツールのアップデートを行ない、セキュリティ強化を図っている。

(4) 当企業グループの取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 組織規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行なわれる体制をとるものとする。

<運用状況>

「取締役会規程」に基づき、当事業年度は取締役会を15回開催し、重要な意思決定を行なうとともに、取締役の職務執行状況報告を定期的に行なっている。また、取締役の業務執行については取締役会決議、「職務権限基準表」及び「稟議規程」に基づき適正かつ効率的に行なわれている。

- ② 子会社については自律的経営を基礎としつつ、当社は、関係会社管理規程に基づき、経営成績、財務状況、その他の重要な情報について定期的に報告を受けるものとし、一定の事項について子会社の取締役会決議前に当社関係部署に承認を求め、または報告することを義務づけ、一定の基準に該当するものは当社取締役会に付議するものとする。

<運用状況>

当事業年度においては子会社を有していない。

(5) 当企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社のコンプライアンス担当取締役を当企業グループの内部統制の整備に関する責任者とする。

<運用状況>

コンプライアンス担当取締役を当企業グループの内部統制の整備に関する責任者とし、「関係会社管理規程」に基づき、グループ全体の内部統制の強化を図ることとしている。

- ② 経営企画部を子会社管理の統括部門とし、関係会社管理規程の整備・見直しを通して、当企業グループの内部統制の充実に努める。

<運用状況>

当事業年度においては子会社を有していない。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役の職務を補助する使用人を配置できるものとする。

<運用状況>

監査役の職務を補助する使用人として専任1名、兼任1名の計2名を配置している。

- ② 前号の使用人の配置にあたっては必要な知識・能力を備えた専任または兼任の適切な員数を確保するものとし、人事異動その他の事項については、事前に監査役会と協議するものとする。

<運用状況>

補助使用人には必要な知識・能力を備えた適切な員数を配置しており、人事異動その他の事項は監査役会と協議のうえ決定している。なお、補助使用人の人事評価については常勤監査役が行なっている。

- ③ 第1号の使用人の業務に関して監査役から指示を受けた時は、専らその指揮命令に従う体制を整備する。また、その業務の遂行にあたり、社内の各会議体への出席（監査役の代理出席を含む）等を行ない、執行部署の協力体制を確保する。

<運用状況>

補助使用人は業務執行者からの独立性が確保され、専ら監査役からの指揮命令に従う体制を整備している。また、業務の遂行にあたり、取締役会その他の重要な会議へ出席し、執行部署からの協力体制を確保している。

(7) 当企業グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当企業グループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当企業グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、ホットラインによる通報状況及びその内容を速やかに報告するものとする。なお、当該報告をしたことを理由として、報告をした者が不利な取り扱い

を受けないものとする。

<運用状況>

重要な情報は随時常勤監査役に報告され、定期的かつ必要に応じて監査役会に報告されている。また、監査役は報告者が不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制を取締役に要請している。

(8) その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

① 監査役会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。

<運用状況>

監査役会は代表取締役と意見交換会を定期的で開催している。また、会計監査人とは決算方針打合せ会及びレビュー経過報告会ないし監査結果報告会において意見交換を各四半期にそれぞれ1回実施している。

また、監査役は代表取締役及び会計監査人と意見交換を随時実施している。

② 監査役は、その職務の執行にあたり、必要に応じて社内の各会議体へ出席できるものとする。

<運用状況>

監査役は取締役会その他の重要な会議へ出席している。

③ 監査役の職務を執行するうえで必要な費用の前払い等の請求について、当社は速やかに当該費用を支払うものとする。

<運用状況>

監査役の職務を執行するうえで必要な費用については速やかに支払いを行なっている。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当企業グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を遮断することを基本方針とする。また、総務部を反社会的勢力排除に向けた統括部門とし、反社会的勢力による被害を防止するための情報収集を行なうため、福岡県企業防衛協議会及び警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加盟する。また、警察関係機関との情報交換や各種研修の参加等により連携を強化し、社内啓蒙活動に努める。

<運用状況>

「反社会的勢力および不当要求への対応マニュアル」をイントラネットに掲載し、また、同マニュアルの簡易版を社員手帳に記載することによって、反社会的勢力排除に向けて周知を図っており、当該マニュアルに基づき、新規に取引を開始する相手先についての属性チェックを行なうことにより、反社会的勢力との取引を未然に防止する仕組みを構築・運用している。

また、警察関係機関が主催する各種研修や情報交換会等に参加し、反社会的勢力排除に関する情報収集と警察関係機関との連携強化を図るとともに、反社会的勢力及び不当要求への対応について社内研修等を行なうこととし、反社会的勢力との関係遮断に努めている。

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 準 備 金	そ の 他 剰 余 金	資 剰 余 金 本 計	そ の 他 剰 余 金 繰 越 剰 余 金	利 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	4,037	1,100	482	1,583	5,338	5,338	△174	10,785
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当	-	-	-	-	△274	△274	-	△274
当 期 純 利 益	-	-	-	-	1,059	1,059	-	1,059
自 己 株 式 の 取 得	-	-	-	-	-	-	△0	△0
自 己 株 式 の 処 分	-	-	-	-	-	-	3	3
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	785	785	3	788
当 期 末 残 高	4,037	1,100	482	1,583	6,123	6,123	△171	11,573

	評価・換算差額等		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	160	160	10,945
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	-	-	△274
当 期 純 利 益	-	-	1,059
自 己 株 式 の 取 得	-	-	△0
自 己 株 式 の 処 分	-	-	3
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	170	170	170
当 期 変 動 額 合 計	170	170	958
当 期 末 残 高	330	330	11,903

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------------------|--|
| ① 関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 | |
| ・ 市場価格のない株式等
以外のもの | 時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| ・ 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| ③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法 | |
| ・ 商品 | |
| 仏 壇 | 個別法による原価法 |
| 仏 具 | 先入先出法による原価法 |
| 生活雑貨・食品 | 総平均法による原価法 |
| その他 | 個別法による原価法 |

なお、貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算出しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|---|
| ① 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び造作並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 |
| ② 無形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法を採用しております。
なお、ソフトウェア（自社利用）は社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| ③ リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。 |
| ④ 長期前払費用 | 定額法を採用しております。
なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|---------|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権や営業保証金、販売保証金等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
|---------|---|

- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 役員株式給付引当金 役員株式給付規程に基づく役員に対する当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。
- 数理計算上の差異は発生年度に全額費用処理しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 仏壇仏具事業

仏壇仏具事業においては、主に仏壇仏具の小売販売を行っております。

これらの販売については、商品を顧客に引き渡した時点で支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。

② 墓石事業

墓石事業においては、主に墓石建立の受注販売を行っております。

これらの販売については、商品を顧客に引き渡した時点で支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。

③ 屋内墓苑事業

屋内墓苑事業においては、販売業務委託契約により寺院が有する屋内墓苑の使用権の受託販売を行っており、受託販売手数料を得ております。

この受託販売については、寺院と屋内墓苑使用者が屋内墓苑の永代使用に関する契約を締結し、屋内墓苑使用者が寺院へ永代使用料を支払った時点で受託販売に関するサービスの支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。

④ 飲食・食品・雑貨事業

飲食・食品・雑貨事業においては、注文に基づく料理の提供、食品・雑貨の販売を行っております。

これらの販売については、顧客へ料理を提供した時点、商品を顧客に引き渡した時点で支配が移転したものと判断し、収益を認識しております。

(5) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(6) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、取締役（社外取締役を除きます。）を対象として、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、役員株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。

① 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される株式報酬制度であります。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託による帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度64百万円、132,398株であります。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 営業保証金の評価

① 営業保証金の貸借対照表計上額 3,316百万円

当事業年度の計算書類に計上した貸倒引当金額 444百万円

② その他の情報

イ. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3) 引当金の計上基準 ① 貸倒引当金」に記載のとおりであります。

ロ. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

営業保証金の回収可能性を判断するにあたっては、霊園を開園前、開園後に区分し、また、その回収状況に応じて正常霊園、問題霊園、回収不能霊園に分類しております。

開園前の霊園分類の判断にあたっては、霊園開発計画の遅延や頓挫、地方自治体による霊園経営の不許可等、営業保証金の一部または全部の回収が困難と判断される場合を考慮しております。

開園後の霊園分類の判断にあたっては、霊園の経営状態の悪化、地方自治体による霊園経営の許可の取消しや販売禁止命令、自然災害による販売自粛、墓地・納骨堂の需給変化に伴う販売不振による営業保証金回収計画に対する遅延等、営業保証金の一部又は全部の回収が困難と判断される場合を考慮しております。

霊園分類ごとに、過去の貸倒実績や今後の回収可能性を基に貸倒引当率を設定し、それぞれの霊園に対して適切な金額の貸倒引当金を算定しております。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

当事業年度において会計上の見積りを行なった結果、営業保証金に係る貸倒引当金は必要十分な金額が適切に計上されているものと認識しておりますが、営業保証金の回収可能性を判断するにあたって霊園分類は現在入手可能な情報に基づき判断しており、見積りまたは仮定の変更や、変化を示す情報の入手、経済及びその他の事象または状況の変化により、貸倒引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

(2) 販売保証金の評価

① 販売保証金の貸借対照表計上額 3,441百万円

当事業年度の計算書類に計上した貸倒引当金額 ー百万円

② その他の情報

イ. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3) 引当金の計上基準 ① 貸倒引当金」に記載のとおりであります。

ロ. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

販売保証金の回収可能性を判断するにあたっては、屋内墓苑をその回収状況に応じて正常屋内墓苑、回収長期化屋内墓苑、問題屋内墓苑、回収不能屋内墓苑に分類しております。

屋内墓苑分類の判断にあたっては、屋内墓苑の経営状態の悪化、地方自治体による納骨堂（屋内墓苑を含む）経営許可の取消しや販売禁止命令、自然災害による販売自粛、墓地・納骨堂の需給変化に伴う販売不振による販売保証金回収計画に対する遅延等、販売保証金の一部又は全部の回収が困難と判断される場合を考慮しております。

屋内墓苑分類ごとに、今後の回収可能性を基にした貸倒引当金の計上基準を設定し、それぞれの屋内墓苑に対して適切な金額の貸倒引当金を算定しております。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

当事業年度において会計上の見積りを行なった結果、販売保証金に係る貸倒引当金の計上は必要ないと認識しておりますが、販売保証金の回収可能性を判断するにあたっては現在入手可能な情報に基づき判断しており、見積りまたは仮定の変更や、変化を示す情報の入手、経済及びその他の事象または状況の変化により、貸倒引当金の計上が必要となる可能性があります。

(3) 店舗固定資産の減損

① 店舗固定資産の貸借対照表計上額 1,139百万円

当事業年度の計算書類に計上した店舗固定資産の減損損失 44百万円

② その他の情報

イ. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

店舗の継続的な収益性の低下により、減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損の認識の要否を判定します。

減損の認識が必要と判定された店舗につきましては、帳簿価額を回収可能価額である使用価値まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたします。

ロ. 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

当該店舗から得られる将来キャッシュ・フローの見積額は、将来の収益の見積りを主要な仮定として資産グループごとに予算等社内における管理会計の計画数値を基に見積もっております。

ハ. 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の収益性にはお客様の生活様式の変化、供養に対する価値観の変化及び店舗立地環境の変化等による一定の不確実性があるため、今後の経過によっては将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼし、追加の減損損失が発生する可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	3,659百万円
(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
投資有価証券	588百万円
② 担保に係る債務	
1年以内返済予定の長期借入金	397百万円
長期借入金	390百万円
計	787百万円

(3) 販売保証

当社は、宗教法人からの屋内墓苑販売業務委託に関し、一定の計算期間ごとに受託販売目標金額を設定し、これに満たない場合は不足額を保証金として宗教法人へ預託する契約を締結しております。

受託販売金額が目標金額を上回った場合には宗教法人から当社へ返還されるものであります。

この契約に基づく販売保証期間は最長で2026年12月までとなり、当事業年度末から2026年12月までの販売保証額は最大で1,231百万円であります。

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	1百万円
短期金銭債務	54百万円

(5) 取締役及び監査役に対する金銭債務

長期金銭債務	7百万円
--------	------

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高 0百万円

仕 入 高 545百万円

販売費及び一般管理費 26百万円

営業取引以外の取引高 1百万円

(2) 減損損失

当事業年度において、以下の資産について減損損失を計上いたしました。

用 途	種 類	場 所	減損損失
イオンモール大垣店	造作等	岐阜県大垣市	13百万円
イオンタウン四日市泊店	造作等	三重県四日市市	11百万円
イオンタウン名西店	造作等	名古屋市西区	18百万円
計			44百万円

事業用資産については、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位として店舗ごとに資産のグルーピングを行ない、遊休資産については、個別の資産単位ごとに把握しております。

将来の収益性を検討した結果、収益性が低下した資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれることから、備忘価額をもって評価しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式総数

普通株式 18,646,376株

(2) 当事業年度の末日における自己株式数

普通株式 455,763株

(注) 役員向け株式給付信託が保有する当社株式132,398株が含まれております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2023年5月18日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当の原資 利益剰余金

配当金の総額 137百万円

1株当たり配当金額 7円50銭

基準日 2023年3月31日

効力発生日 2023年6月5日

(注) 配当金の総額には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金1百万円が含まれております。

2023年11月6日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当の原資 利益剰余金

配当金の総額 137百万円

1株当たり配当金額 7円50銭

基準日 2023年9月30日

効力発生日 2023年12月1日

(注) 配当金の総額には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

2024年5月15日開催予定の取締役会決議による配当に関する事項

配当の原資 利益剰余金

配当金の総額 137百万円

1株当たり配当金額 7円50銭

基準日 2024年3月31日

効力発生日 2024年6月4日

(注) 配当金の総額には、役員向け株式給付信託が保有する当社株式に対する配当金0百万円が含まれております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、販売管理規程、与信管理規程及び組織規程の職務権限基準表に基づき、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行なうとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の把握や軽減を行なっております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格等については、適宜、担当役員に報告されております。

営業保証金は、霊園開発の主体となる宗教法人等に対して霊園の建墓権（墓石を販売する権利）取得のために差入れた金銭債権であり、当社と墓石販売契約を締結する顧客が霊園の経営主体に永代使用料（墓地を使用する権利料）を支払った後、霊園の経営主体から返還されるものであります。そのため、霊園開発計画の遅延や頓挫、霊園の経営状態の悪化、地方自治体による霊園経営の許可の取消しや販売禁止命令、自然災害による販売自粛、墓地・納骨堂の需給変化に伴う販売不振による営業保証金回収計画に対する遅延等によるリスクに晒されております。

当該リスクに関しては、霊園を開園前、開園後に区分し、また、その回収状況に応じて正常霊園、問題霊園、回収不能霊園に分類して把握し、その軽減に努めております。

販売保証金は、宗教法人からの屋内墓苑販売業務委託に関し、一定の計算期間ごとに受託販売目標金額を設定し、これに満たない場合に不足額を保証金として宗教法人へ預託した金銭債権であり、受託販売金額が目標金額を上回った場合には宗教法人から当社へ返還されるものであります。そのため、屋内墓苑の経営状態の悪化、地方自治体による納骨堂（屋内墓苑を含む）経営許可の取消しや販売禁止命令、自然災害による販売自粛、墓地・納骨堂の需給変化に伴う販売不振による販売保証金回収計画に対する遅延等による信用リスクに晒されております。

当該リスクに関しては、その回収状況に応じて正常屋内墓苑、回収長期化屋内墓苑、問題屋内墓苑、回収不能屋内墓苑に分類して把握し、その軽減に努めております。

差入保証金は、主に店舗の賃借に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、差入先の信用状況を契約時及び随時に把握することを通じて、リスクの軽減を行なっております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資、営業保証金（建墓権）及び販売保証金に係る資金調達であります。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位 百万円)

	貸借対照表計上額 (*1)	時 価 (*1)	差 額
① 投資有価証券	637	637	-
② 営業保証金 (*2)	2,872	2,820	△52
③ 販売保証金	3,441	3,240	△201
④ 差入保証金	1,244	1,159	△84
資産計	8,196	7,857	△338
⑤ 長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	(2,283)	(2,272)	△10
⑥ リース債務 (1年以内返済予定を含む)	(81)	(81)	△0
負債計	(2,365)	(2,354)	△10

(*1) 負債で計上されているものは、()で示しております。

(*2) 営業保証金に対して計上している貸倒引当金を控除した金額を貸借対照表計上額として記載しております。

(注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等(貸借対照表計上額19百万円)は、「① 投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位 百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	637	－	－	637

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融商品及び金融負債

(単位 百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業保証金	－	－	2,820	2,820
販売保証金	－	－	3,240	3,240
差入保証金	－	－	1,159	1,159
資産計	－	－	7,220	7,220
長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	－	2,272	－	2,272
リース債務 (1年以内返済予定を含む)	－	81	－	81
負債計	－	2,354	－	2,354

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

活発な市場における相場価格を用いて上場株式を評価しており、レベル1の時価に分類しております。

営業保証金

営業保証金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

販売保証金

販売保証金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金（1年以内返済予定を含む）

元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務（1年以内返済予定を含む）

元利金の合計額を同様のリース取引を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(4) 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,053	－	－	－
受取手形	3	－	－	－
売掛金	999	－	－	－
合 計	3,056	－	－	－

(5) 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

(単位 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金 (1年以内返済 予定を含む)	1,053	560	430	180	60	－
リース債務 (1年以内返済 予定を含む)	52	18	9	1	－	－
合 計	1,106	578	439	181	60	－

7. 持分法損益等に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗及び事務所の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の金額の算定にあたっては、使用見込期間を取得から6年～30年と見積り、割引率は0%～2.29%を使用しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	399百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	14百万円
時の経過による調整額	4百万円
資産除去債務の履行による減少額	△7百万円
期末残高	411百万円

10. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	153百万円
賞与引当金	93百万円
役員株式給付引当金	13百万円
退職給付引当金	14百万円
減損損失	322百万円
資産除去債務	125百万円
繰延資産	24百万円
その他	158百万円

繰延税金資産小計	905百万円
評価性引当額	△647百万円
繰延税金資産合計	258百万円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△21百万円
前払年金費用	△204百万円
その他有価証券評価差額金	△80百万円

繰延税金負債合計	△306百万円
繰延税金負債の純額	△48百万円

11. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
主要株主が議決権の過半数を所有している会社	株式会社オオモリ総建	直接 0.1	—	改装工事等	19	未払金	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 当社の主要株主である長谷川 裕一は、議決権の73.7%を間接所有しております。
- 2 改装工事は、市場価格に基づき、一般取引条件と同様に、複数の見積を入手し、交渉のうえ決定しております。
- 3 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の売上高は、顧客との契約から認識された収益であり、当社の報告セグメントを財又はサービスに分解した場合の内訳は、以下のとおりであります。

(単位 百万円)

報告セグメント等の名称		区分		売上高
報告セグメント	仏壇仏具・墓石 (注) 1	東日本	仏壇仏具	12,028
			墓石	3,700
		西日本	仏壇仏具	3,051
			墓石	759
	屋内墓苑 (注) 2			562
飲食・食品・雑貨 (注) 1			236	
その他 (注) 3			961	
合計			21,300	

- (注) 1 報告セグメントの「仏壇仏具・墓石」及び「飲食・食品・雑貨」は、小売事業ではありません。
- 2 報告セグメントの「屋内墓苑」は、屋内墓苑の受託販売事業であります。
- 3 「その他」は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、仏壇仏具事業（卸売販売・EC販売（小売）・ピースフルライフサポート事業）などであります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりであります。

(単位 百万円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権	1,002
契約資産 (注) 1	2
契約負債 (注) 2	1,050

(注) 1 契約資産は、宗教法人からの霊園管理業務の受託収入によるものであります。

2 契約負債は、顧客からの前受金であります。

② 当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれている額

当事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、1,082百万円であります。

③ 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価のなかに、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

13. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 654円39銭

(2) 1株当たり当期純利益 58円26銭

(注) 「役員株式給付信託 (BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式を、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております (当事業年度132千株)。また、1株当たり当期純利益の算定上、当該当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当事業年度132千株)。

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

15. その他の注記

(金額の表示単位の変更)

当事業年度より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。